（日曜日休刊）　（定價金三錢）

事新報

第千三百七十號
明治十九年九月二日　木曜日
（乙、丑）
舊丙戌八月五日
日入出午前五時三十三分
月入午後九時二十六分
出午前六時零三分
月入午前八時二十五分
潮午後八時二十五分
（西暦一千八百八十六年）

時事報報

今後支那帝國の文明は如何ある可きや

支那人と對とる交際は最も謹慎と加へ剛柔の處置を誤ることなくして事を未だ起さざるに鎮壓とるの用意あらば數年の間は幸と無事あるを得べし苟も支那人として國交際と平和の貴きを合點したふ心必ず我輩の冀望を空うすることなかる可しと雖ども爰に眼と轉ずて支那帝國の內情を觀察し其大勢の運動を下とるときは我輩は更に又大に心配とる所あきを得ず其次第と云はんに本來今の支那人が西洋流に從て得々さりと云ふも其實洋流とは唯西洋文明の武器を利用するまでのことして錢を以て買たる文明に過ぎず其人の心身を支配とる文明の主義に至ては毫も此國に入らざるのみか陶虞三代孔孟の道今尙存して自尊卑他謙信戒謝の精神は依然として書に異ならず甚ざしきは斯道を以て五洲の民を化せんなどの語を放つ者さへ多きと云ふ、內と此精神あり發して外國交際に現はるるとき中華洋鬼の体裁と爲り、伏して內政に行はるれば陰陽五行天神地祇の妄說と爲り、長上の壓制と爲り、裁判の不公平と爲り、散ずて民間に在ては收斂と爲り、賄賂と爲り、民心の卑屈と爲り、數千百年の習俗あきを洗ふて除く可らず其文明の主義に於ける全く相反對するものにして此邊より見れば西洋文明の元素は支那全國を擧げて一點の痕跡あしと云ふも可なり然りと雖ども習俗能く人の天性に勝ち其外交あり內政あり又民間の事實よりて外人より評論すればまろ驚く可きと似たりとも支那の自國に於ても上下共に怪まむ者あく各その分として其處に安すんじ曾く疑と起すあとも無くして恰も全社會の平均を成し以て其秩序と紊ざることなかは東洋固有の立國法として其態い我日本の北條又は德川等の政府が儒佛の道を本として社會の秩序を定め以て天下太平の治と致したるものと異あふず其時代に在ては强ち咎む可きに非ざるなり左れば支那人い方今錢を以て西洋文明の利器を買ひ周公孔子の子孫をして此利器を執らしめ護國の夢魅と西洋にして治國の精神を支那にて以て能く其外交內治を維持を可きやと專るは我輩は斷ずて否と答へざるを得ず蓋と人の居い志を移すの祕と達はず凡そ人として物を見れば其物は由來を求るは自然の情にして事々之と看過すること能はざるを常とす況んや其物を用ひて其利を知るに於てをや決して之を不問に附せずして其由來を問ひ、其製作法を問ひ、其製作者の人物と測ひ、其人物の履歷を問ふと其と其國の民情風俗を問ひ、尙進んで教育世敎の風は如何、政治法律の仕組は如何、人民と政府との關係は如何を問ひ、遂と大に發明するものなる可きや人心の鑄の定則にして違ふ可ふざるものなり即ち其大に發明する所のものは西洋文明の大主義にして一度び此境界と達するときは心情の根蔕より顚覆して今吾復と古吾と非ず顧みて自國の社會を見れば中華果して華あらず天朝必ずしも天あらざるのミか社會百般の事物一として意に適するものなく一とて發心す可きものなし是れも故先ざる可らず夫れも除かざる可らずとて物論漸く沸騰して之を制止するまと易からず即ち維新の先驅改革黨發生の萌あり是に於て中央政府は此改革論と從はんか所謂舊弊を一新せざる可らず然るに其舊弊あるものは文明の主義より見ればこそ弊害あれども上は滿清の宮中朝廷より下は廣く群臣庶民の私に至るまで二百五十年來の慣行にて容易に之を動かす可らず若とも此慣行を舊弊ありと云はゞ支那の君臣上下は恰も舊弊に依頼して生活する者あるが故に其弊を除去するとは取りも直さず生活の根本を顚覆すると異あらず、改革論斷ずて採る可らざるあり、左れども一方の改革黨とて其精神も亦既に變化して文明の武器を買ひ又之と製作し鐵道と敷設し電線を架ず內地の交通は次第に便利と增ずて外國人との交際は日と親密と致ず其言を聞き其書を讀み或は著書と新聞紙に傳へ又傳へて黨類の日に月と增進する其有樣は春の野と草木の發生するよりも盛あれば今更これを國害なりとして中止せんとするも勢と於て叶はざるまとあらん斯る事の勢にして國中に守舊開進の二流を分つのみあらず現に其朝廷と名くる小區域の中にも新舊老少の兩派を生ず信ずる所あり故と今日支那人が軍艦銃砲と利用して其効力に心醉し又隨て鐵道電信等の利を利せんとして汲々たるが如くあるとも最初より其國家の大變革を豫期しての事あるまは則ち可あり若しも然らずして周公孔子の子孫が君子を以て自から居り洋鬼の工風を器として之と用るなどの考案ならんとは一般の軍艦一門の大砲も夫れ丈けは舊弊の除去を促し、十里の鐵道百里の電線も其架設に進歩するい即ち改革の事變に近づくものと知る可し舊習慣の固結、解かんと欲して解く可らず、新主義の流行、留めんと欲して留む可らず、其極度に達して異常の運動ある可きのみ舊習の蒲團に坐して新主義の手を動かさんとするが如きは人間世界に行はる可らざる事あり事例遠からず近隣の日本國に在り明治の維新より爾後の變革を見て知る可し我輩曾く云ふ支那一變して日本と至らんとと蓋し此邊の意味あり然らば則ち支那社會の大變革は早晩免かる可らざる事として之を豫定し其時に際して我日本は如何す可きや今より大に思慮と運らして覺悟する所のものなる可らず故に我日本が支那と對とる交際法は今日既に繁多ありとは雖ども他年一日の事を思へば尙更と繁多にして重大あるものあり可ければ與〻も等閑に附す可らざるなり

官報

○流行地虎列刺

流行地　月日　新患　新死亡
京都府　八月三十日　十四人　十九人
內上下兩京區ニ新患一人新舊死亡二人
大坂府　同　百五十四人
內西區西成郡ニ新患九十三人新舊死亡六十三人
神奈川縣　同　九十四人
內橫濱區ニ新患十三人新舊死亡七十人　三十四人
兵庫縣　同　二十二人
內神戸區ニ新患三人新舊死亡三人　二十七人
長崎縣　同　十四人
內長崎區ニ新患十九人新舊死亡七十一人　百七十一人
新潟縣　同　九十一人
內新潟區ニ新患七人新舊死亡三人　十一人
埼玉縣　同　三十人
千葉縣　同　三十九人
茨城縣　同　三人
三重縣　同　四人
山梨縣　同　十四人
長野縣　同　八十三人
青森縣　同　九人

○叙任

任長崎縣東彼杵郡長（奏任五等下級俸）
任仝縣北高來郡長（仝六等中級俸）
任仝縣南高來郡長（仝）
任仝縣松浦郡長（仝）
任千葉縣東葛飾郡長（仝四等下級俸）
任仝縣海上匝瑳郡長（仝五等中級俸）
任仝縣隅田川郡長（仝六等上級俸）
任仝縣印旛下埴生郡長（仝）
任仝縣相馬郡長（仝）
任仝縣壹岐石田郡長（仝）
任仝縣萬珂郡長（仝）
任仝縣賀茂郡長（仝）
任仝縣富士郡長（仝）
任仝縣庵原郡長（仝）
任仝縣有渡郡長（仝中級俸）
任仝縣榛原郡長（仝）
任仝縣佐野郡長（仝）
任仝縣豐田郡長（仝）
任仝縣豐田郡長（仝）
任仝縣上閉伊郡長（仝）
任仝縣九戸郡長（仝）
任仝縣北秋田郡長（仝）
任仝縣南秋田郡長（仝）
任仝縣最上郡長（仝）
任仝縣東田川郡長（仝）
任仝縣北村山郡長（仝）
任仝縣東置賜郡長（仝）
任仝縣西村山郡長（仝）
任仝縣飽海郡長（仝）
任仝縣南村山郡長（仝）
任仝縣東村山郡長（仝）
任仝縣西置賜郡長（仝）
任仝縣北村山郡長（仝）
任仝縣東田川郡長（仝）
任仝縣最上郡長（仝）
任仝縣岩瀨郡長（仝）
任仝縣方上郡長（仝）
任仝縣大沼郡長（仝）
任仝縣河沼郡長（仝）
任仝縣耶麻郡長（仝）
任仝縣岩瀨郡長（仝）
任仝縣菊多郡長（仝）
任仝縣南會津郡長（仝）
任仝縣東會津郡長（仝）
任仝縣北會津郡長（仝）
任仝縣安積郡長（仝中級俸）
任仝縣安達郡長（仝下級俸）
任仝縣耶麻郡長（仝）
任仝縣三重郡長（仝）
任仝縣西白河郡長（仝）
任仝縣東白川郡長（仝下級俸）
陸軍歩兵中尉石井敬

雜報

八月廿八日

任長崎縣東彼杵郡長（奏任五等下級俸）
任仝縣北高來郡長（仝六等中級俸）
任仝縣南高來郡長（仝）
任仝縣松浦郡長（仝）
任千葉縣東葛飾郡長（仝四等下級俸）
任仝縣海上匝瑳郡長（仝五等中級俸）
任仝縣隅田川郡長（仝六等上級俸）
任仝縣印旛下埴生郡長（仝）
任仝縣相馬郡長（仝）
任仝縣壹岐石田郡長（仝）
任仝縣萬珂郡長（仝）
任仝縣賀茂郡長（仝）
任仝縣富士郡長（仝）
任仝縣庵原郡長（仝）
任仝縣有渡郡長（仝中級俸）
任仝縣榛原郡長（仝）
任仝縣佐野郡長（仝）
任仝縣豐田郡長（仝）
任仝縣豐田郡長（仝）
任仝縣上閉伊郡長（仝）
任仝縣九戸郡長（仝）
任仝縣北秋田郡長（仝）
任仝縣南秋田郡長（仝）
任仝縣最上郡長（仝）
任仝縣東田川郡長（仝）
任仝縣北村山郡長（仝）
任仝縣東置賜郡長（仝）
任仝縣西村山郡長（仝）
任仝縣飽海郡長（仝）
任仝縣南村山郡長（仝）
任仝縣東村山郡長（仝）
任仝縣西置賜郡長（仝）
任仝縣北村山郡長（仝）
任仝縣東田川郡長（仝）
任仝縣最上郡長（仝）
任仝縣岩瀨郡長（仝）
任仝縣方上郡長（仝）
任仝縣大沼郡長（仝）
任仝縣河沼郡長（仝）
任仝縣耶麻郡長（仝）
任仝縣岩瀨郡長（仝）
任仝縣菊多郡長（仝）
任仝縣南會津郡長（仝）
任仝縣東會津郡長（仝）
任仝縣北會津郡長（仝）
任仝縣安積郡長（仝中級俸）
任仝縣安達郡長（仝下級俸）
任仝縣耶麻郡長（仝）
任仝縣三重郡長（仝）
任仝縣西白河郡長（仝）
任仝縣東白川郡長（仝下級俸）
陸軍歩兵中尉石井敬

○流行地外虎列刺

北海道廳去月二十九日より三十日迄新患十八人、新舊死亡十一人」群馬縣去月廿七日より三十一日迄新患六人、新舊死亡三人」愛知縣去月廿八日新患五人、新舊死亡六人」福島縣去月廿九日新患三人、鳥取縣去月廿九日より卅日迄新患三人、死亡一人」德島縣去月廿三日より廿四日迄新患廿七人、新舊死亡十六人（以上本年九月一日官報）

山形縣	三十六人	同	同
秋田縣	九十三人	同	同
福井縣	百十八人	同	同
石川縣	百六十八人	同	同
富山縣	百十五人	同	同
島根縣	二十四人	同	同
岡山縣	二十三人	同	同
廣島縣	百五十五人	同	同
山口縣	二十二人	同	同
和歌山縣	二十六人	同	同
愛媛縣	二十四人	同	同
高知縣	四十三人	同	同
福岡縣	三十七人	同	同
佐賀縣	二十七人	同	同
熊本支廳	四十四人	同	同
小計新患三百五十二人新舊死亡八百四十二人			
長崎縣	八月廿九日		
內長崎區ニ新患十人新舊死亡九人			
同	百八十四人		
新潟縣	八月二十八日		
內新潟區ニ新患十八人新舊死亡六人			
同	二百三十四人		
山形縣	八月廿九日		
內新潟區ニ新患四人新舊死亡七人			
同	百三十二人		
愛知縣	八月廿九日		
佐賀縣	同	五十六人	
同	二十九人		
同	十三人		
小計新患千八百九十六人　新舊死亡千百四十二人			

○叙任

任長崎縣東彼杵郡長（奏任五等下級俸）
任仝縣北高來郡長（仝六等中級俸）
任仝縣南高來郡長（仝）
任仝縣松浦郡長（仝）
任千葉縣東葛飾郡長（仝四等下級俸）
任仝縣海上匝瑳郡長（仝五等中級俸）
任仝縣隅田川郡長（仝六等上級俸）
任仝縣印旛下埴生郡長（仝）
任仝縣相馬郡長（仝）
任仝縣壹岐石田郡長（仝）
任仝縣萬珂郡長（仝）
任仝縣賀茂郡長（仝）
任仝縣富士郡長（仝）
任仝縣庵原郡長（仝）
任仝縣有渡郡長（仝中級俸）
任仝縣榛原郡長（仝）
任仝縣佐野郡長（仝）
任仝縣豐田郡長（仝）
任仝縣豐田郡長（仝）
任仝縣上閉伊郡長（仝）
任仝縣九戸郡長（仝）
任仝縣北秋田郡長（仝）
任仝縣南秋田郡長（仝）
任仝縣最上郡長（仝）
任仝縣東田川郡長（仝）
任仝縣北村山郡長（仝）
任仝縣東置賜郡長（仝）
任仝縣西村山郡長（仝）
任仝縣飽海郡長（仝）
任仝縣南村山郡長（仝）
任仝縣東村山郡長（仝）
任仝縣西置賜郡長（仝）
任仝縣北村山郡長（仝）
任仝縣東田川郡長（仝）
任仝縣最上郡長（仝）
任仝縣岩瀨郡長（仝）
任仝縣方上郡長（仝）
任仝縣大沼郡長（仝）
任仝縣河沼郡長（仝）
任仝縣耶麻郡長（仝）
任仝縣岩瀨郡長（仝）
任仝縣菊多郡長（仝）
任仝縣南會津郡長（仝）
任仝縣東會津郡長（仝）
任仝縣北會津郡長（仝）
任仝縣安積郡長（仝中級俸）
任仝縣安達郡長（仝下級俸）
任仝縣耶麻郡長（仝）
任仝縣三重郡長（仝）
任仝縣西白河郡長（仝）
任仝縣東白川郡長（仝下級俸）
陸軍歩兵中尉石井敬

○沖縄縣那覇港去月廿日汽船大有丸は一日午後汽船朝日丸に一日に益風波大風雨とあり大風雨とあり

○靈曆の盆祭の十一日に上狹しと陳列るも殆んど往各村の人民が入る〜習なく困却せし体く辞令を渡か申すことな名は等外二等氏名は未だ聞さるよゝ○本の出廳なりと年七月靈盆祭祿を下渡さる十一日（靈七

人にして身代の商人にて某る店を開光中に或債主の振是を以て內地饑堂建築の爲も許可せられ開札なりとの所設置の事も閑なり○二十日取なり○十り少しく鎭まり度の大風にて の破損せし盛

○記載を止む 等は官報と掲ひる事にあす

○郵務時間改 時出頭午后三臣より通した

○收稅事務打 月卅日午後四と始め同掛官 れ打合せ勞働

○〜ーン氏歸 愛知三重等の 京したり

○獸醫試驗主 生事として出 は去る八月卅

○火藥試驗 月三十日午後 て製造中ある にて官舞數發

○製茶品評會